

28世介保第299号

平成28年6月3日

指定地域密着型通所介護事業所管理者 }  
指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所管理者 } 様

世田谷区高齢福祉部介護保険課長  
(公印省略)

世田谷区以外の区市町村の被保険者に対するサービス提供について (通知)

地域密着型サービスは、区市町村が事業者指定を行い、原則としてその区市町村の住民のみが保険給付の対象となるサービスですが、事業所所在地の区市町村長の同意があった場合には、他の区市町村がその事業者を指定し、他の区市町村の住民も利用することができます。

世田谷区に所在する指定地域密着型通所介護事業所及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所(共用型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所を除く)における、世田谷区以外の区市町村の被保険者に対するサービス提供については、下記のとおり取り扱いますので、ご承知おきください。

#### 記

#### 1. 世田谷区と隣接する区市の被保険者に対するサービス提供について

##### (1) 隣接区市の範囲

品川区、目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、三鷹市、調布市、狛江市  
(上記、8区市を隣接区市という。以下、同じ。)

##### (2) 指定に係る同意について

- 隣接区市と世田谷区では、協定を締結し、指定に関する同意をあらかじめ得ているため、事業所全体の利用者数に占める世田谷区以外の区市町村の住民の数が世田谷区民の数を著しく上回るなど、地域密着型サービスの趣旨を損なうことが想定される場合などを除いて、隣接区市は、指定を行う予定である。
- 共用型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所については、当該協定の対象外である。

※ 隣接区市のうちの1つの区市（仮に「A区」とする。）の住民から利用希望があった場合を例にとり、以下にサービス提供までの手順等を説明する。

(3) 指定申請 〈事業者の行う手続き〉

- A区の住民より利用希望があった場合は、A区あて指定申請書を提出すること。
- 指定申請書の添付書類等は、A区に確認すること。
- 世田谷区内の事業所の利用を希望する理由を確認し、指定申請時にA区に伝えること。

(4) 指定に関する通知 〈A区から事業者への通知〉

- 審査後、指定する場合にはA区より、指定に関する決定通知書により通知。

(5) 指定の条件 〈A区から事業者への通知の内容〉

- 事業所全体の利用者数に占める世田谷区民以外の利用者の数が、世田谷区民の数を著しく上回らないこと。

(6) 更新申請等 〈事業者の行う手続き〉

- 指定された場合、世田谷区における手続きとは別に、事業者はA区に対しても指定更新申請等を行うこと。

2. 世田谷区と隣接しない区市町村の被保険者に対するサービス提供について

※ 隣接区市以外の1つの区市町村（仮に「B市」とする。）の住民から利用希望があった場合を例にとり、以下にサービス提供までの手順等を説明する。

(1) 指定申請 〈事業者の行う手続き〉

- B市を保険者とする被保険者（「B市住民」という。以下、同じ。）より利用希望があった場合は、B市あて指定申請書を提出すること。
- B市住民が世田谷区内の事業所の利用を希望する理由を確認し、指定申請時にB市に伝えること。
- 指定申請書の添付書類等は、B市に確認すること。
- B市が、世田谷区に所在する事業者指定を行わない場合もあることから、事前にB市に問合せをすることが望ましい。

(2) 指定に係る同意依頼等 〈B市と世田谷区の協議〉

- B市が、指定に係る同意について、世田谷区あて依頼を行う。
- 世田谷区では、B市住民が世田谷区内の事業所の利用を希望する理由及び世田谷区の被保険者と他区市町村の被保険者の利用者数等を勘案の上、指定に同意するか否か検討し、B市へ同意の可否を通知する。

(3) 指定等に関する通知 〈B市から事業者への通知〉

- 審査後、指定或いは指定しないことについてB市より、決定通知書により通知。

- (4) 指定の条件 〈B市から事業者への通知の内容〉
- 指定は当該利用者に限る。
- (5) 更新申請等 〈事業者の行う手続き〉
- 指定された場合、世田谷区における手続きとは別に、事業者はB市に対しても指定更新申請等を行うこと。
- (6) 指定に係る同意について
- B市が世田谷区内の事業所を指定することについて、世田谷区が同意を求められた場合、世田谷区では、事業所全体の利用者数に占める世田谷区以外の区市町村の住民の数が世田谷区民の数を著しく上回るなど、地域密着型サービスの趣旨を損なう状況にないことなどを確認後、B市による事業者指定への同意の可否を決定するため、回答までに一定の時間を要する。
  - 世田谷区では、共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所については、他区市町村による指定について同意しない。

### 3. その他留意事項

- (1) 平成27年4月の介護保険法改正により、A区及びB市の被保険者のうち、世田谷区内に居住する住所地特例対象者に対しては、A区又はB市への指定申請を行うことなくサービス提供が可能である。なお、サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものは、平成27年4月以降、住所地特例の対象施設であることに留意すること。
- (2) A区の住民及びB市住民の数等について、世田谷区、A区及びB市の行う調査に協力すること。
- (3) 隣接区市との協議により、事業所によっては協定の適用除外となる場合があることや、2.(1)に記載のとおり区市町村によっては指定を行わない場合、或いは2.(6)に記載のとおり他自治体による指定に同意するか否かを決定するまでに一定の時間を要することから、世田谷区以外の区市町村の住民から利用希望を受けた場合は、指定申請前に、世田谷区及び指定を受けようとする自治体に事前相談すること。
- (4) 他自治体の住民へのサービス提供は、地域密着型サービスの例外的な取扱いであることを念頭に、事業所全体の利用者数に占める他自治体の住民の数が、世田谷区民の数を著しく上回ることはないよう常に留意すること。
- (5) 1.(2)に記載の世田谷区と隣接区市との協定については、必要に応じてその内容を変更することがある。

**【問合せ先】**

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当  
電話 03-5432-2294  
FAX 03-5432-3042